

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

鉄道部監理課 山地・伊藤

(電話) 06-6949-6439

令和6年12月18日

能勢電鉄株式会社の鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可について

能勢電鉄株式会社より令和6年9月20日付けで申請のあった鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可申請について、本日（令和6年12月18日）付けで認可しました。

鉄道事業の旅客運賃は、鉄道事業法第16条第1項に基づき、その上限を定め認可を受けなければならないとされており、その認可にあたっては、同法第16条第2項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査しております。なお、今回の認可では、令和12年3月31日までの期限を設け、運賃改定後の令和7年度から3年間（令和9年度まで）の総収入と総括原価の実績を確認することとします。

1. 申請者

申請者名：能勢電鉄株式会社

代表者：取締役社長 西中 哲郎

所在地：兵庫県川西市平野一丁目35番2号

2. 変更しようとする旅客運賃の上限を適用する路線

妙見線（川西能勢口～妙見口） 12.2 km

日生線（山下～日生中央） 2.6 km

3. 申請の概要

（申請理由）

- 輸送人員は、平成7年度をピークに、沿線の少子高齢化や周辺道路の整備等に伴い逡減していたが、コロナ禍で在宅勤務の定着などにより減少傾向に拍車がかかった。
- 令和5年5月に感染症法上の分類が5類となったコロナ禍後には、一定の回復はあったものの、沿線を取り巻く環境は厳しく、少子高齢化による減少傾向が続く。
- 一方で、雇用確保のため賃上げによる人件費の上昇、エネルギー価格の高騰等による費用の増加に加え、老朽化した施設の更新やバリアフリー化等の安全投資を継続する必要がある。
- 以上から、現在も実施している費用削減における取り組み等を継続することを前提に、健全な鉄道事業運営を行うために運賃改定を実施するもの。

(申請内容)

① 変更しようとする運賃の上限の種類、額及び適用方法

【現行運賃】

キロ程	普通旅客運賃	定期旅客運賃(1ヶ月)	
		通勤	通学
2 扣まで	160	5,960	3,850
2 扣を超え 4 扣まで	190	7,180	4,630
4 扣を超え 6 扣まで	230	8,770	5,660
6 扣を超え 8 扣まで	270	9,970	6,430
8 扣を超え 10 扣まで	290	10,770	6,950
10 扣を超え 12 扣まで	320	11,960	7,710
12 扣を超え 13 扣まで	330	12,370	7,970

【申請上限運賃】

キロ程	普通旅客運賃	定期旅客運賃(1ヶ月)		現行運賃 と同じ
		通勤	通学	
2 扣まで	180	7,130		
2 扣を超え 4 扣まで	220	8,720		
4 扣を超え 6 扣まで	260	10,300		
6 扣を超え 8 扣まで	300	11,880		
8 扣を超え 10 扣まで	320	12,680		
10 扣を超え 12 扣まで	350	13,860		
12 扣を超え 13 扣まで	360	14,260		

・平均改定率：普通旅客運賃 11.823%、通勤旅客運賃 17.993%

※小児旅客運賃は大人旅客運賃の半額(10円未満の端数は切上げ)

② 収入原価総括表

(単位：千円、%)

	2023(令和5)年度	2025~2027(令和7~9)年度推定	
	実績	現行	申請
収入	2,868,341	8,360,793	9,436,066
原価	3,005,780	9,635,233	9,635,233
差引損益	▲137,439	▲1,274,440	▲199,167
収支率	95.4	86.8	97.9

4. 改定実施予定日：令和7年1月19日

〈参考〉

○ 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第16条

1 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金(以下「旅客運賃等」という。)の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3~9 (略)

配付先

青灯クラブ

近畿電鉄記者クラブ